

帯広市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第22号

帯広市国民健康保険条例の一部を改正する条例

帯広市国民健康保険条例（平成3年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同項第1号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「第22条」を「第7条」に、「道が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、道の」を「道の」に改め、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに道が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額」を削り、同項第2号イ中「第22条」を「第7条」に改め、同号ウ中「（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）」を削り、同号エ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第8条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第9条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第10条の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項第1号中「一般被保険者」を「被保険者」に、「100分の48」を「100分の49」に改め、同項第2号中「一般被保険者」を「被保険者」に、「100分の32」を「100分の31」に改め、

同項第3号中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第11条から第13条の2までを次のように改める。

第11条から第13条の2まで 削除

第14条中「又は第11条」及び「(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第8条の基礎賦課額と第11条の基礎賦課額との合算額をいう。第16条及び第19条第1項において同じ。)」を削る。

第14条の2の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項第1号中「であって、道が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同項第2号ア中「第22条」を「第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第14条の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)」を削る。

第14条の4の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第14条の5の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項第1号中「100分の48」を「100分の49」に、「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同項第2号中「100分の32」を「100分の31」に、「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同項第3号中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第14条の6から第14条の9までを次のように改める。

第14条の6から第14条の9まで 削除

第14条の10中「又は第14条の6」及び「(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第14条の3の後期高齢者支援金等賦課額と第14条の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第16条及び第19条第1項において同じ。)」を削り、「22万円」を「24万円」に改める。

第14条の11第1項第2号ア中「第22条」を「第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」を「法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。

第14条の14第1項第1号中「100分の48」を「100分の49」に改め、同項第2号中「100

分の32」を「100分の31」に改める。

第16条第1項中「減少し、又は」を「減少し、若しくは」に改め、「、第11条」及び「若しくは第14条の6」を削り、「、又は第14条の12の額又は第19条第1項各号に定める額若しくは同条第2号若しくは第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額」を「若しくは第14条の12の額又は第19条第1項各号（同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第19条の3第1項（同条第2項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第10条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第19条の3第3項第1号（同条第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第19条の4第1項各号（同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第4項各号（同条第5項又は第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額」に、「なくなった日又は」を「なくなった日若しくは」に改め、同条第2項中「、第11条、第14条の3若しくは第14条の6」を「若しくは第14条の3」に、「若しくは同条第2項若しくは第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額」を「、第19条の3第1項に定める第10条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第19条の3第3項第1号に定める額、第19条の4第1項各号に定める額若しくは同条第4項各号に定める額」に改める。

第19条第1項中「又は第11条」を削り、同項第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同項第3号中「53万5,000円」を「54万5,000円」に改め、同条第2項中「又は第11条」及び「又は第14条の6」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第3項中「又は第11条」を削る。

第19条の3中「又は第13条」及び「又は第14条の8」を削る。

第19条の4第1項中「又は第11条」を削り、同条第2項中「又は第11条」及び「又は第14条の6」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第3項中「同項中「基礎賦課額」を「同項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」に改め、「又は第11条」を削り、同条第4項中「又は第11条」を削り、同条第5項中「又は第11条」及び「又は第14条の6」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第6項中「同項中「基礎賦課額」を「同項中「出産被保険者とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。））」と、「基

礎賦課額」に改め、「又は第 11 条」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の帯広市国民健康保険条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 5 年度分までの保険料については、なお従前の例による。